

2023年5月22日

お客さま各位

株式会社福島銀行

## カードローンにおける相続発生時の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、カードローンをご利用いただいているご契約者さまが亡くなられた際、契約規定に定められた期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとして、期限の利益を喪失させ一括のご返済を請求する事案が発生しております。

福島銀行では、「相続の開始を理由に、期限の利益を失ったとして、相続人に対して被相続人の債務の全額を直ちに一括で返済するよう求めない」方針であることを、あらためてお客さまにご周知するとともに、この契約規定の文言を削除したことをお伝えいたします。

なお、別の事由（例として返済遅延等）により、期限の利益の喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。カードローンを相続されたお客さまは、相続後のご返済等のお手続きにつきまして、お取引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

### <ご参考>

カードローン契約規定の期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除した主なカードローンは次の通りです。

- カードローン グラン・フリー
- カードローン ニューイーベ
- カードローン フリーライフ

なお、上記以外のカードローンにつきましても「相続の開始があったとき」の文言を削除したこと、当該理由により期限の利益を喪失させ、一括のご返済を請求することはないことをお伝えいたします。

以 上